

職長等のみなさまへ

～動力機械の「はさまれ・巻き込まれ災害防止」にご協力下さい～

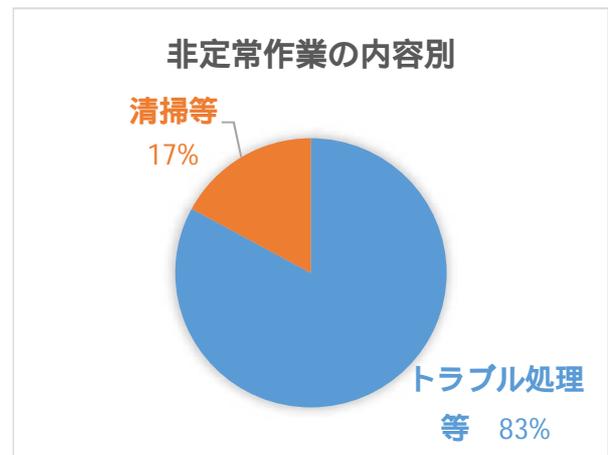
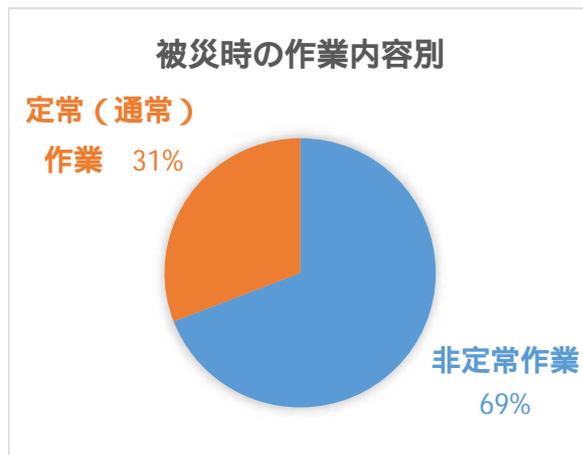
 厚生労働省水戸労働基準監督署
一般社団法人水戸労働基準協会
一般社団法人太田労働基準協会

管内の製造業では、過去5年間（平成28年1月から令和2年12月）に動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」が110件発生しています。被災時の作業内容別では、非定常作業が76件（69%）、定常作業（通常作業）が34件（31%）でした。

非定常作業の内容を詳しくみると、動力機械の異常時におけるトラブル処理、修理、点検（以下「トラブル処理等」といいます。）において発生したものが63件（83%）、清掃等において発生したものが13件（17%）で、これらの非定常作業のうち66件（87%）では、動力機械を停止させずに作業を実施していたことが原因とみられる災害でした。

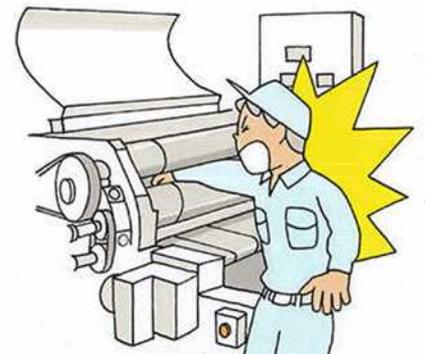
動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の多くが非定常作業で発生しており、これらの防止には、非定常作業の作業手順を定め、動力機械を確実に停止させて行うことが重要です。

職長等のみなさまには、特に動力機械のトラブル処理等の非定常作業において、労働者が安全に作業を行うよう直接指導、監督するなど、災害防止対策の推進にご協力をお願いします。



職長等のみなさまへのお願い

- 1 動力機械に異常が発生し、そのトラブル処理等の非定常作業を行う場合は、動力機械を確実に停止させてから行うことを徹底して下さい
- 2 労働者が安全に作業を行うよう、直接指導、監督して下さい



STOP！動力機械災害
動力機械のトラブル処理等は必ず機械を停止させてから行いましょう

動力機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の発生状況

事例1	発生状況	対策のポイント
	<p>食品を個梱包する機械を使用中に、機械の可動部分に物が落ちたので、それを取り除こうとしたところ、手指をはさまれ切断した。</p> <p>なお、事業場では、機械を使用中に不都合が生じた場合は、一時停止させて行うルールとなっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う・ルールを守り作業を行うよう安全教育を実施する
	<p>事例2</p> <p>フライス盤（金属などの加工に使われる工作機械）を操作中に、機械の可動部に製品を落としたため、とっさにそれを拾おうとしたところ、稼働中の機械の刃部に巻き込まれて手指を不全切断した。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う
	<p>事例3</p> <p>印刷機を使用中に、印刷物のねじれを見つけたので、印刷機を停止させずに修正しようとしたところ、ローラーに手を巻き込まれ骨折した。</p>	<ul style="list-style-type: none">・動力機械を確実に停止させてから行う
	<p>事例4</p> <p>パン生地を分割する機械での作業が終了し、清掃作業を行っていたところ、誤って作動ボタンを押してしまい、手をはさまれた。</p>	<ul style="list-style-type: none">・機械の電源を遮断して行うなど、誤操作しても機械が作動しない状態で清掃を行う

（関係規則）

労働安全衛生規則第107条

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止しなければならない**。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

（職長等の能力向上教育）

令和2年3月、製造業における職長等能力向上教育の実施に関する通達が厚生労働省より示されました。（令和2年3月31日付け基発0331第7号）

職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、**職長能力向上教育を実施することが求められています**。

職長等能力向上教育を受講しましょう